様式第七号（第十条の二関係）

川崎市指令環廃　第　55　号　　許可番号　第　5700019747　号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　栃木県那須塩原市井口１９８番地１

氏　　名　株式会社　真田ジャパン
　　代表取締役　五月女　明　様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

平成１７年　４月　８日

川崎市長　阿　部　孝　夫　印

許可の年月日　平成１７年　３月　１日

許可の　有効期限　平成２２年　２月　２８日

1　事業の範囲
(1)　事業の区分
　積替え又は保管を除く
(2)　産業廃棄物の種類
　汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ，廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残渣，ゴムくず，金属くず，ガラスくず，がれき類，以上１３種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

NO COPY
再複写無効

2　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類，積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

3　許可の条件

4　許可の更新又は変更の状況
　平成１７年　４月　８日　社名変更による許可証の書換え交付

5　規則第９条の２第４項の規定による許可証の提出の有無　　無

この処分に不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に，神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは，この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には，当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に，川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。